

平成25年度

事業計画書

自 平成25年 7月 1日
至 平成26年 6月30日

一般財団法人 自然環境研究センター

当財団は、平成25年6月3日に墨田区江東橋に事務所を移転し、新年度を迎えた。

これを期に第1、第2、第3、第4研究部を第1、第2ふたつの研究部に組織変更したほか、野生鳥獣被害防止事業部を鳥獣被害防止部へ、CITES 管理事業部を国際希少種管理事業部へと名称変更を行った。

平成25年度は、この新体制に基づき34年間の実績を基礎に、新たな事業展開を図りつつ、より一層多角的に自然環境に関する調査研究等を推進するため、次の事項を中心に事業を実施する。

1. 受託事業を中心とした研究活動

これまでと同様に研究活動の柱として「調査研究の推進」、「研究開発の推進」、「情報の収集整理・発信」の3つを掲げ、これに沿った業務を積極的に受託し、充実した研究活動をすすめる。また、研究員の質を高めるための各種方策を実施する。

(1) 調査研究活動の推進

以下の分野を中心に積極的に業務を受託し、調査研究活動を推進する。

- ・自然環境保全の取り組みに関する**戦略的調査研究分野**
- ・わが国の自然環境の実態をより詳細に把握する**地域自然環境調査研究分野**
- ・自然環境分野における環境影響評価の手法、評価基準、事後調査手法の検討など**環境影響評価分野**
- ・野生鳥獣の生息状況調査、保全方策の検討など**鳥獣保護管理分野**
- ・自然環境のデータベース作成、その公開普及など**情報処理分野**
- ・自然環境分野における海外プロジェクトの実施、専門家の派遣など**海外調査研究分野**

(2) 調査研究体制の充実

①地域事務所の維持

平成18年10月に奄美大島事務所、11月に小笠原事務所を、平成20年9月には佐渡事務所を開設した。今年度も3つの地域事務所を維持するとともに必要に応じて機能を拡大し、各分野の調査研究活動を積極的に展開する。

②生物多様性分析室の維持

山梨県富士川町（旧増穂町）の生物多様性分析室において、生物個体（頭骨、臓器等）の分析、標本の作製、データの蓄積、解析等を実施することにより、調査研究活動を支援する。また、標本の活用方法についても検討していく。

③職員の研修・教育

職員の資質向上を図るため、各種の研修、学術集会、ワークショップ等への参加を

奨励するとともに必要に応じて職員研修を実施する。

④海外関係プロジェクトに対する積極的コミット

海外関係プロジェクトに積極的にコミットしていくとともに、海外でも通用する人材の育成のため各種方策を講じる。

2. 自主事業を中心とした事業活動

調査研究活動から得られた知見や成果を広く社会に還元し、設立以来培ったノウハウとネットワークを活用して、社会のニーズに応えるつぎの事業を実施していく。

(1) 人材派遣サービス

平成15年4月1日に一般労働者派遣事業の許可を受け開始した人材派遣事業は、本年度で11年目を迎える。登録スタッフの充実を図り、自然環境保全の現場で即戦力として活躍できる人材を養成し派遣する。

(2) 東京環境工科専門学校との連携

同校が行っている環境保護のための人材育成事業に協力し、同校の教育活動と当センターの研究活動を連携させて、自然環境保全を担う人材の育成に貢献していく。

(3) 新規事業の展開

企業をはじめ、さまざまな主体が生物多様性の保全に取り組むことが要請されるようになり、自然環境分野の業務に新たなニーズが生まれている。こうした動向に対応すべく、新たに、つぎのような事業の展開を検討する。

①社会人向け講座、講習会等の開催

自然環境に関するさまざまな内容の講座及びシルバー世代を対象とした自然散策や研修旅行等を企画、開催する。

②新領域での生物調査

都市部での調査やリゾート地域での調査等、これまで実施してこなかった領域での調査業務を推進する。

③業務内容のメニュー化

生物同定、講師派遣、監修作業、企業のCSR活動への支援など、当センターが対応可能な業務内容を一覧化する。

(4) その他

○書籍販売

レッドデータブックなど当センターの出版物や都道府県別メッシュマップ等を引き続き販売する。

○公益信託の事務局業務

自然環境保全に関する経験と実績を活用し、富士フィルムグリーンファンド、四方記念地球環境保全研究助成基金、増進会自然環境保全研究活動助成基金、ミキモト海洋生態研究助成基金等の公益信託事業に協力することとし、それぞれの公益信託の事務局を運営する。

3. 公益目的事業

(1) 研究開発の推進

野生生物のセンサス手法、外来生物の対策手法、野生生物の保護管理手法等の研究開発、さらに各種システム開発等を推進する。

特に以下の事業について重点的に進める。

①鳥獣被害防止に関する技術マニュアル作成事業

多様化する野生鳥獣保護管理分野の業務に対応するために、鳥獣被害防止部を開設し、有害鳥獣捕獲及び個体数調整捕獲、生息環境管理及び被害対策、生体捕獲、普及・指導、人材育成などの事業を展開している。

特に、ニホンジカやイノシシなど甚大な被害を出している野生鳥獣を効率的・効果的に捕獲するための技術マニュアルを作成し、地方自治体、JA、農業従事者、狩猟者へ提供することにより、人と野生鳥獣の調和の取れた関係を構築することに貢献していく。

②わな等捕獲用具の改良事業

効率良く鳥獣を捕獲するために、わな等の捕獲用具の改良を行い、被害軽減に貢献していく。また、こうした活動から得られた技術の提供を行い、地方自治体や狩猟者に対して技術指導を行う。

(2) 情報の収集整理、公開

資料の収集活動を積極的に行い、実施したプロジェクトの成果を基に情報のデータベース化を進め、活用システムの充実を図る。

また、寄贈図書や購入図書等を整理・登録し、蔵書の一般公開に向けた準備を進める。

(3) 生物多様性保全の推進

これまでに培ってきた経験を生かし、生物多様性の基本である生物種の情報整備(リスト化)と、種の実体を表徴する標本と写真の整備を行う。

(4) 生物分類技能検定

平成11年8月より開始した生物分類技能検定事業は、本年度で15年目を迎える。本年度も前年度に引き続き、より多くの関係諸団体に本検定制度の浸透を図る。

本年度は1級から4級までを札幌・東京・大阪・福岡の4会場で実施するとともに3級・4級については学校検定も実施し、高校・専門学校・大学等への普及に努める。

(5) 法律に基づく登録機関等としての業務

調査研究活動により蓄積された知識・技術を活かし、次の業務を行う。

①種の保存法に基づく登録機関・認定機関業務

a 国際希少野生動植物種(個体関係)登録業務

前年度に引き続き、環境省から機関登録された登録機関として、登録関係事務を行う。詳細は別紙1のとおり

b 国際希少野生動植物種(器官及び加工品)登録業務

前年度に引き続き、環境省から機関登録された登録機関として、登録関係事務を行う。詳細は別紙2のとおり

c 国際希少野生動植物種認定関係業務

前年度に引き続き、環境省及び経済産業省から機関登録された認定機関として、認定関係事務を行う。詳細は別紙3のとおり

②外来生物法に基づく外来生物法証明書発行機関業務

前年度に引き続き、「外来生物法」に基づき、農林水産省及び環境省から機関登録された種類名証明書発行機関として、外来生物法証明書発行関係事務を行う。

平成 25 年度
国際希少野生動植物種（個体関係）登録関係事務事業計画

1. 登録見込件数

平成 24 年度（但し平成 25 年 5 月 31 日まで）における登録実績に基づき、年間 7,940 件（1 日平均約 33 件）を見込んだ。

2. 登録手数料

登録手数料は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第 29 条第 1 項、及び同法施行令第 5 条第 1 号の規定に基づき、1 個体当たり 2,600 円とする。

3. 登録票の再交付

登録票の再交付は、申請があった都度審査し、再交付を行うものとする。

平成25年度
国際希少野生動植物種（器官・加工品）登録関係事務事業計画

平成24年度（但し平成25年5月31日まで）における登録実績に基づく年間の登録見込件数は、以下のとおり。

○象牙	800件
○おおとかげ皮	0件
○その他（毛皮など）	590件

これに基づく登録関係事業計画は、以下のとおり。

○象牙

(1) 登録見込件数	1日	約 3.28件	×	244日
(2) 登録手数料	1,100円			

○おおとかげ皮

(1) 登録見込件数	1日	約 0件	×	244日
(2) 登録手数料	20円			

○その他

(1) 登録見込件数	1日	約 2.42件	×	244日
(2) 登録手数料	2,600円			

平成25年度
国際希少野生動植物種認定関係事務事業計画

平成24年度（但し平成25年5月31日まで）における認定実績に基づく年間の認定見込件数は、以下のとおり。

○印鑑 66,100件

○その他 6,200件

これに基づく認定関係事業計画は、以下のとおり。

認定見込件数 1日 約 296.31件 × 244日

認定手数料 60円